

新潟市いじめ防止基本方針

資料

〔市基本方針に示す組織や重大事態への対応に関する資料〕

- 資料1 新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について
- 資料2 学校に設置するいじめの防止等に係る組織の概要
- 資料3 重大事態発生時の対応の流れ

〔附属機関等に係る要綱・規則〕

- 資料4 新潟市いじめ防止市民連絡協議会開催要綱
- 資料5 新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則

〔その他〕

- 資料6 いじめの実態把握のためのアンケート用紙（例）
- 資料7 いじめの情報についての報告・対応の流れ（例）
- 資料8 校内いじめ対応ミーティング 記録用紙

新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の策定について

この基本方針は、いじめのない社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するために策定するものです。

基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

基本方針のポイント

- いじめの防止等の基本的な考え方を明記しました。
- いじめの防止等に関係する機関の連携強化及び対策協議を行う組織を設置します。
組織：新潟市いじめ防止市民連絡協議会、新潟市いじめ防止対策等専門委員会
- 重大事態の発生に伴う調査等を行う組織を条例設置します。
組織：新潟市いじめ防止対策等専門委員会、新潟市いじめ問題調査点検委員会
- 全市立学校は、いじめの防止等のための具体的な取組を明確化した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校全体で取り組むための「組織」を設置します。

新潟市に設置するいじめの防止等に係る組織の概要

防止に向けた組織

新潟市いじめ防止市民連絡協議会

各団体等の代表が連携して、いじめの防止等への取組について協議することを通して、市民が協働して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

<構成員>

警察、法務局、民生委員・児童委員、新潟市小・中学校PTA連合会、児童相談所、新潟市小・中学校長会、その他の関係者の代表で構成する。

新潟市いじめ防止対策等専門委員会<教育委員会に設置>

- ① いじめの防止・対応について、法律、医学、心理等の専門的な見地から、教育委員会の施策や取組について指導助言する。
- ② 教育委員会の諮問に応じ、市立学校におけるいじめの重大事態に対して学校や教育委員会が行った調査の結果について、調査を行う。

<構成員>

弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他教育長が必要と認める者で構成する。

重大事態発生時の組織

新潟市いじめ問題調査点検委員会<市長の下に設置>

新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の報告を受けて、市長が、検証の必要があると認めるときに、調査の公平性・中立性の検証を行う。

<構成員>

弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他市長が必要と認める者で構成する。

学校に設置するいじめの防止等に係る組織の概要

各学校は、いじめの防止等のため、各学校で定める基本的な方針に基づき、組織的な取組を充実させるために、学校と中学校区にいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

各学校の組織

校内いじめ対応ミーティング

調査・対応組織

- ① いじめの状況についての報告を受け、メンバー内での情報共有、共通理解を図る。
- ② 事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。
- ③ 解決にむけて、児童生徒への指導を行う。

<構成員>

管理職，生徒指導主事（生活指導主任），関係児童生徒の学級担任・学年主任，事案に関係する教職員等で構成する。

防止に向けた組織

いじめ対策委員会（※）【法第22条】

※ 名称については各学校による

- ① いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ② 重大事態が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

調査・対応組織

<構成員>

教職員（校長，教頭，生徒指導担当など），スクールカウンセラー，心理や福祉の専門家，弁護士，精神科医などの医師，教員・警察官経験者などの地域人材等で構成する。

各中学校区の組織

中学校区いじめ防止連絡協議会

防止に向けた組織

中学校区の学校，保護者，地域の代表等が連携して，中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して，地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

<構成員>

地域コミュニティ協議会，青少年育成協議会，民生委員・児童委員，PTA，スクールカウンセラー，教職員などの代表で構成する。

重大事態発生時の対応の流れ

想定される重大事態

児童生徒がいじめを受けたことにより、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などの状況となったこと

**重大事態
発生**

学校

報告

指導
・支援

教育委員会

学校

- ① 情報の収集と事実関係の整理
（校内設置のいじめ対策委員会の活用）
- ② いじめの概要について教育委員会に報告

教育委員会

- ① 学校への指導・支援
- ② 学校とともに情報の収集と事実関係の整理

[新潟市教育委員会]

新潟市教育委員会

- 新潟市いじめ防止対策等専門委員会への諮問
- 資料の提供

諮問

新潟市いじめ防止対策等専門委員会

【重大事態の調査のために、教育委員会に設置】

- 提供を受けた資料の審議

調査結果の報告（答申）

新潟市教育委員会

- 答申の受理

報告

市長

調査結果の検証の必要性について判断

必要と認める場合、新潟市いじめ問題調査点検委員会へ諮問する

諮問

新潟市いじめ問題調査点検委員会

【新潟市いじめ防止対策等専門委員会の調査結果を検証するために、市長の下に設置】

調査結果の公平性・中立性について検証する

検証結果の報告（答申）

市長

検証結果を市議会に報告

新潟市いじめ防止市民連絡協議会開催要綱

(目的)

第1条 学校, 社会教育機関, 地域住民, 家庭等が相互に連携していじめの防止を目指し, 健全育成にかかわる機関, 諸団体との連携を図るため, 新潟市いじめ防止市民連絡協議会 (以下「協議会」という。) を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は, 次の事項について協議する。

- (1) 子どもの健やかな成長といじめの防止等のための取り組みに関すること
- (2) 市民協働によるいじめの防止等のための取り組みの充実に関すること

(委員構成)

第3条 協議会は, 委員8人以内をもって組織する。

2 委員は, 次の各号のいずれかに該当する団体等に属する者の中から教育長が依頼する。

- (1) 警察
- (2) 法務局
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 新潟市PTA連合会
- (5) 児童相談所
- (6) 新潟市立小学校長会及び中学校長会
- (7) 前6号に掲げる者のほか, 教育長が必要と認める団体等

(任期)

第4条 委員の任期は, 1年とし, 再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き, 委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は, 会務を総理し, 協議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は, 委員長が招集する。

- 2 会議は, 委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは, 会議に関係者の出席を求め, 説明又は意見を求めることができる。
- 4 会議は, 公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市いじめ防止対策等専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 弁護士
- (3) 精神保健に関して学識経験を有する医師
- (4) 心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委

員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議等の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第28条第1項に規定する重大事態に係る事案に関する調査審議については、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学校支援課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【例】「こまっていることはないかな？」アンケート〔小学校低学年〕

ねん くみ ばん なまえ

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまったことについておしえてください。

1〔ぜんいん〕

ともだちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありましたか。(あったら○, なかったら×)

できごと	○・×
からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。	
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。	
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかれたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足でつよくけられた。	
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。	
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。	
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけがもたされた。	
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしやしん、わる口を、かってにながされた。	
その他 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。	

2〔1で○をつけた人だけ〕

こまったことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)

まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

3〔ぜんいん〕

いやなことをいわれたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。(どちらかの〔 〕に○)

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんになの先生やほけんしつ先生に、いつでもそうだんしてください。

【例】「なかまとのかわり」についてのアンケート〔小学校中学年〕

年 組 番 名前 _____

●月●日～●月●日の間で、あなたがこまったりなやんだりしたことについて教えてください。

1〔全員が教えてください〕

あなたは、学級や学年、学校の友だちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」と思ったことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

できごとの内容	○・×
からかわれたり、悪口やおどしなどのいやなことを言われたりした。 例) 見た目やせいかくで気にしていることを言われた。いやなあだ名をつけられた。「バカ」「しね」「ころすぞ」などと言われた。	
なかまはずれ、集団によるむしをされた。 例) 体育のゲームで、わざと自分だけボールを回してもらえなかった。グループからはずされたり、学級やグループからむしされたりした。	
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスなどをさせられて、自分だけわざをかけられた。せなかをたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) すごくいたみを感じるくらいの強さで、たたかれたりけられたりした。プロレスなどのわざを、相手からむりやり強い力でかけられた。	
お金や物をむりやり取られた。 例) 買い物でむりやりおごらされたり、お金をはらわされたりした。「ちょうだい」「かして」としつこく言われ、自分の物をむりやり取られた。	
お金や物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すててられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつをかくされた。じゅ業で作った作品をこわされた。カサを取られたり、おられたりした。	
いやなことやはずかしいこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 例) スポン下ろしをされた。みんなの持ち物を、自分だけ持って運ばされた。「悪い」「やってはいけない」「ケガをしそうな」ことを、むりやりさせられた。	
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 自分の名前や写真を、ネットのゲームで勝手に使われた。悪口やウソの内ようをDSに書かれて流された。LINEはずしをされた。	
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いやいたい思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。	

2〔1で○をつけた人だけ教えてください〕

今は、どうなっていますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

今も、こまったできごとがまだつづいている（1つだけでも）……〔 〕

今は、こまったできごとは一つもつづいていない……〔 〕

3〔全員が教えてください〕

あなたのまわりに、1のようなことで、こまっていたり、なやんでいたりする友だちはいますか。当てはまる方の〔 〕に○を記入してください。

ある〔 〕 ない〔 〕

ありがとうございました。こまったことやなやみがあったら一人でもがまんせず、先生やほけんしつ先生などに、いつでもそうだんしてください。

【例】「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔小学校高学年〕

年 組 番 名前 _____

●月●日～●月●日の間で、あなたがこまったりなやんだりしたことについて教えてください。

1〔全員が回答してください〕

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

できごとの内容	○・×
冷やかしゃからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。「バカ」「死ぬ」「殺すぞ」などと言われた。	
仲間はずれ、集団による無視をされた。 例) 体育のゲームで、わざと自分だけボールを回してもらえなかった。グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。	
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスやじゅう道、すもうなどをさせられて、自分だけ技をかけられた。通りすがりにせ中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかったりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりのいたみを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。プロレスやじゅう道、すもうなどの技を、一方的に強い力でかけられた。	
金品をたかられた。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。	
金品をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつをかくされた。授業で作った作品をこわされた。カサを取られたり、折られたりした。	
いやなことやはずかしいこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 例) スポン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いっ走り」をさせられた。高いところから無理やり飛び降りさせられた。	
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報や、自分に断りなく勝手に流された。悪口や事実ではないことを書かれた。LINE はずしをされた。	
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いやいたい思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。	

2〔1で○をつけた人だけ回答してください〕

現在はどうなっていますか。当てはまる方の〔 〕に○を記入してください。

現在、こまったできごとがまだ続いているものがある……………〔 〕

現在、こまったできごとは一つも続いていない……………〔 〕

3〔全員が回答してください〕

あなたのまわりに、1のようなことでこまっていたりなやんでいたりする仲間はいいますか。当てはまる方の〔 〕に○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまったことやなやみがあったら、一人でかかえずに、担任の先生や保健室の先生などの相談しやすい先生に、いつでも相談してください。

【例】「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔中学校・高等学校〕

年 組 番 名前

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1〔全員が回答してください〕

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

できごとの内容	○・×
冷やかしゃからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ぬ」「殺すぞ」などと言われた。	
仲間はずれ、集団による無視をされた。 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。	
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。	
お金や物をたかられた。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。	
お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。	
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例) スポン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いっ走り」をさせられた。 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。	
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報、無断でTwitterに流された。 悪口や事実ではないことをTwitterやLINEに書かれた。LINEはずしをされた。	
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。	

2〔1で○をつけた人だけ回答してください〕

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある……………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない……………〔 〕

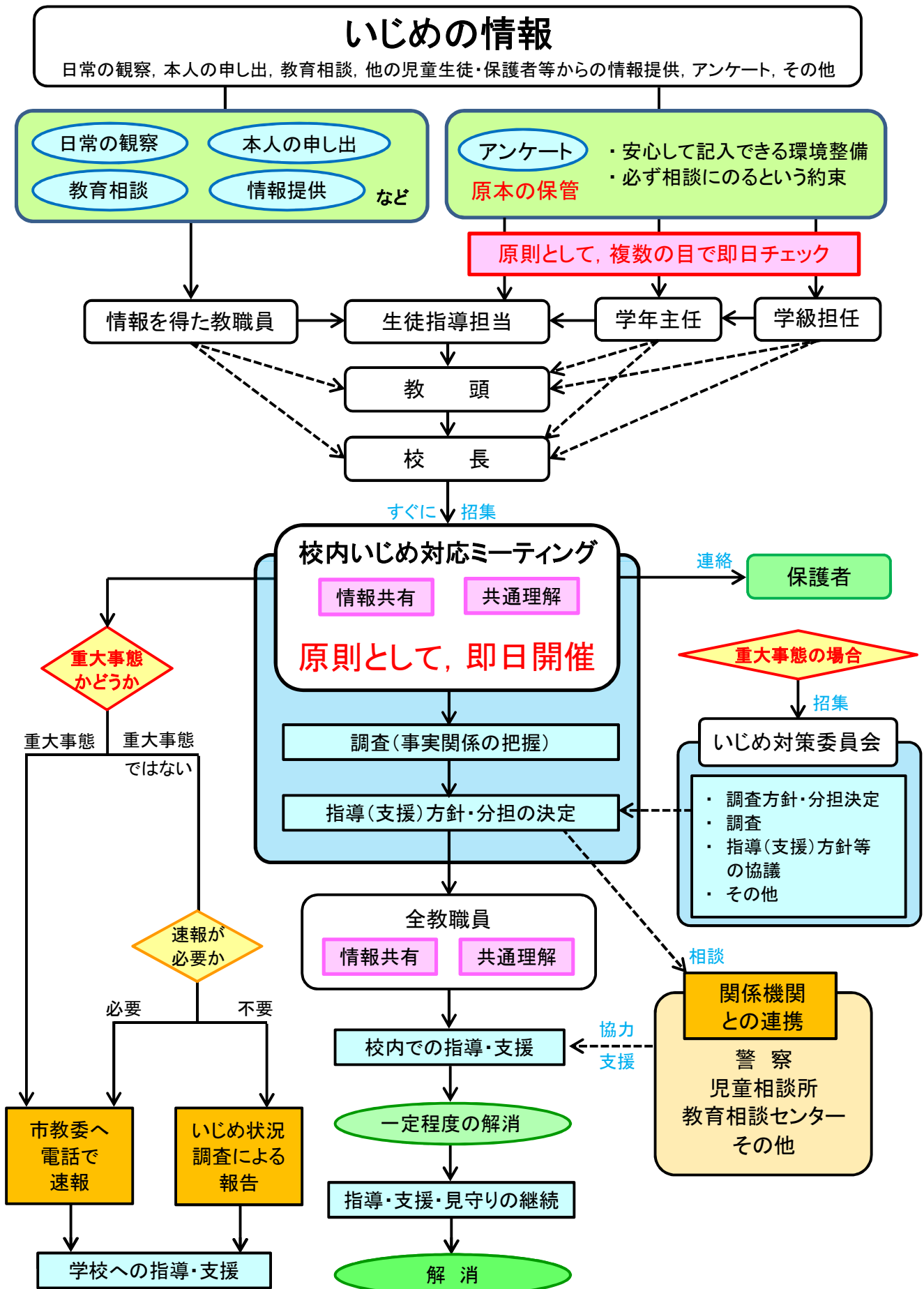
3〔全員が回答してください〕

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたりする仲間はいますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。困ったことや悩みがあったら、一人で抱えずに、相談しやすい先生にいつでも相談してください。

いじめの情報についての報告・対応の流れ(例)



校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)

開催日時	年 月 日() : ~ :	記載者	重要度 高 中 低	NO.
メンバー	校長 教頭 生徒指導() 担任() 学年主任() その他()			
概 要	被害者	年 組	加害者	年 組
対 応 (方針)				

開催日時	年 月 日() : ~ :	記載者	重要度 高 中 低	NO.
メンバー	校長 教頭 生徒指導() 担任() 学年主任() その他()			
概 要	被害者	年 組	加害者	年 組
対 応 (方針)				

開催日時	年 月 日() : ~ :	記載者	重要度 高 中 低	NO.
メンバー	校長 教頭 生徒指導() 担任() 学年主任() その他()			
概 要	被害者	年 組	加害者	年 組
対 応 (方針)				

※重要度 **高** は別紙に詳細とその後の経過を記入。市教委に速報が必要な事案は電話で連絡。

中 は管理職等が進捗状況を随時確認

低 はこのメモ用紙のみで終結

校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）

1 児童 生徒	被害	年 組	メモ用紙 NO.
	加害		
2	概 要		
3	経 過 (対応を 含む)		
4	今後の対応		

※ 市教委への事故報告が必要な場合は、様式 15 号の 3 に必要箇所を貼り付けて提出する。